

令和5年11月27日

令和5年11月27日

令和5年第5回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第156号

令和5年第5回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月21日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和5年11月27日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第59号 南部町光ファイバ引込工事に関する変更契約の締結について

議案第60号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第62号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

長 束 博 信君

令和5年 第5回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和5年11月27日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和5年11月27日 午前11時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第59号 南部町光ファイバ引込工事に関する変更契約の締結について
- 日程第5 議案第60号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第62号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第59号 南部町光ファイバ引込工事に関する変更契約の締結について
- 日程第5 議案第60号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第62号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（13名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 谷 田 光 雄君 | 2 番 加 藤 学君 |
| 3 番 荊 尾 芳 之君 | 4 番 滝 山 克 己君 |
| 5 番 米 澤 睦 雄君 | 7 番 白 川 立 真君 |
| 8 番 三 鴨 義 文君 | 9 番 仲 田 司 朗君 |

10番 板 井 隆君

11番 細 田 元 教君

12番 亀 尾 共 三君

13番 真 壁 容 子君

14番 景 山 浩君

欠席議員（１名）

6 番 長 束 博 信君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田 子 勝 利君 書記 ----- 杉 谷 元 宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶 山 清 孝君 副町長 ----- 土 江 一 史君

総務課長 ----- 大 塚 壮君 総務課課長補佐 ----- 石 谷 麻衣子君

デジタル推進課長 ----- 美 甘 哲 也君

午前１１時００分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は１３人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、令和５年第５回南部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。

３番、荊尾芳之君、４番、滝山克己君。

日程第２ 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第59号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第59号、南部町光ファイバ引込工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第59号、南部町光ファイバ引込工事に関する変更契約の締結についてです。

南部町光ファイバ引込み工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南部町光ファイバ引込み工事。契約の金額は、変更前2億9,810万円、変更後2億7,721万7,600円。契約の相手方は、鳥取県米子市東福原3丁目8番14号、株式会社中電工米子営業所、所長、細田武明。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第59号、南部町光ファイバ引込工事に関する変更契約の締結についてを採決

いたします。

議案第59号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第60号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の2ページをお願いします。議案第60号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは本年の人事院勧告の内容に準じて、職員の期末・勤勉手当及び給料表を改正するものでございます。一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が臨時国会にて可決したことを受けて上程させていただきます。

改正内容でございますが、給料表につきましては国に合わせて改定を行い、令和5年4月1日から遡及適用するものでございます。町としては平均約1.1%の引上げとなります。

期末手当及び勤勉手当の支給率については、今年度は12月にそれぞれ0.05月引き上げ、再任用職員は0.25月引上げとなります。来年度は6月と12月にそれぞれ現行よりも0.25月の引上げ、再任用職員が0.0125月引き上げるものでございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第60号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第60号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（「議長、ちょっとだけ休憩。いい」と呼ぶ者あり）
休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時08分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第6 議案第61号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第61号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は9ページをお願いいたします。議案第61号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

総務省から会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定することを基本とするよう要請が出されており、これを受けて本年の給与改定から会計年度任用職員の給与改定について、実施時期を常勤職員に準じようとするものでございます。

改正内容でございますが、新第33条におきまして会計年度任用職員の給与改定の実施時期その他の扱いは、常勤職員と同様とすることを原則とするものと規定をいたします。

また、当町の条例では会計年度任用職員の給与表を別表で規定しておりますので、常勤職員の改定に準じて別表を改正し、令和5年4月1日から遡求適用するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第61号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第61号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第62号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。それでは、補正予算書のほうで御説明をさせていただきます。1ページをお願いします。

議案第62号

令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,977,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和5年11月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

そういたしますと、このたびの補正につきましては、先ほど議決をいただきましたものの予算でございます。令和5年度の人事院勧告並びに国家公務員の給与等の改定に準じまして、南部町の給与等を改定するものでございます。まず、月例給につきましては民間給与との格差を解消するため、若年層に重点を置き俸給表を引き上げます。一時金につきましては、年間4.40月のところを4.50月といたします。プラスの0.1月分でございます。あわせて、これまでの職員の異動に伴うものなどを今回調整をしておるところでございます。

それでは、歳出のほうから御説明いたします。主なものを説明いたします。7ページをお願いします。中ほどです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。190万6,000円増額し、3億7,736万9,000円とするものです。以下、各費目でも同様、人件費に関わります補正でございますので、お読み取りをお願いしたいと思います。

次に、19ページをお願いします。19ページは、一般職の給与費の明細書でございます。1、総括です。給与費と共済費の合計は、2,118万1,000円の増額となります。下段には職員手当の内訳を記載しております。

次に、20ページをお願いします。20ページにはア、会計年度任用職員以外の職員、それからイ、会計年度任用職員に分けて記載をしております。このたびの改定では行政職1表を改定いたしますので、会計年度任用職員もそれ以外の職員と同様に令和5年4月に遡り適用をいたします。また、期末手当につきましても同様となります。ただし、勤勉手当につきましては国の法改正により令和6年4月施行となることから、来年度には会計年度任用職員につきましてもそれ以外の職員と同様ということになります。

続いて、21ページをお願いします。21ページには、(2)給料及び職員手当の増減額の明細をつけております。以下、お読み取りをいただきたいと思います。

次に、歳入でございます。6ページをお願いします。歳入は、歳出側の人件費の増額に対する調整でございます。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。2,233万6,000円増額し、1億2,119万7,000円といたします。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第62号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

議案第62号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和5年第5回南部町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和5年第5回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時16分閉会
